

# 奈良市環境部から市内事業者の皆様へ

事業系一般廃棄物の適正処理をお願いします！

## はじめに

このリーフレットは、市内で事業を営む皆様に対し、事業活動に伴って発生する「事業系一般廃棄物」の適正な処理についてご案内するものです。「事業系一般廃棄物」とは、事業所から排出されるごみのうち「産業廃棄物」以外のごみのことで、その処理の方法は、家庭から発生する「家庭ごみ」とは異なっています。

本リーフレットをご覧ください、「事業系一般廃棄物」の適正な処理についてご理解とご協力をお願いします。

## 事業系廃棄物の区分

### 事業系ごみ

(事業活動に伴うごみ)

### 事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では次の3つの責任があります。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理しなければならない**。
- 事業者は、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 事業者は、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定める20種類のもの  
(詳細は4ページを参照してください。)

**市では収集しません。また、奈良市環境清美センターへも搬入できません。**

なお、産業廃棄物処理業許可業者に関することは、「一般社団法人奈良県産業廃棄物協会」にお問い合わせください。TEL 0744-48-0077

### 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの

処理については、「奈良市一般廃棄物処理業許可業者へ委託する」または、「事業者自らが奈良市環境清美センターへ持ち込む」ようにしてください。

## 奈良市環境清美センターへ搬入できるごみ

種 類	品 目
燃やせるごみ	① 再生できない紙くず(汚れた紙、紙コップなど紙製品、レシート) ② 木くず(割りばしなどの木製品、太さ5cm長さ30cm以内に切られた剪定枝) ③ 繊維くず(やぶれた服、古布など) ④ 生ごみ(食品の食べ残し、調理残さ、売れ残り)
燃やせないごみ	木製家具など ※ただし、リース事業者から排出される木製家具や器具等、木製パレット、建築業からの木くずは、産業廃棄物のため除く。

## 奈良市一般廃棄物処理業許可業者へ委託する場合

- 事業系ごみ（一般廃棄物）の収集運搬又は処分を委託する場合には、奈良市の許可を受けた一般廃棄物処理業許可業者に委託しなければなりません。
- 違法な不用品回収業者（無許可の違法業者）を利用しないようにしてください。

## 奈良市一般廃棄物処理業許可業者一覧

### 奈良市一般廃棄物収集運搬業許可業者

令和3年7月4日現在 許可番号順

許可業者	電話	許可業者	電話	許可業者	電話
(株)米澤組	26-3615	(株)川本商店	62-2731	大和エンタープライズ(株)	50-1219
(株)エコワーク	62-4152	南部環境開発(株)	35-3330	大和清掃	61-5863
奈良市エコロジー事業(協)	63-0856	(有)中谷衛生工業所	61-7355	(有)システム開発	25-3018
(有)よろずや商店	22-3689	(株)良金興業	63-8100	(株)武田環境	63-2552
(株)杏環境	63-3355	(株)奈良保健衛生社	33-2564	(株)環境衛生	41-1181
大奈運輸(株)	61-3646	(有)天理清掃社	0743-84-0105	(株)平城掃	26-2701
新日本工業(株)	85-0049	(株)N A N B U	0743-82-2100	(株)青木環境サービス	27-5420
(有)松本清掃社	36-0523	松矢商店	47-1994	(株)村田商店	34-1836
南都ビルサービス(株)	33-7305	ホームケルン(株)	95-0818		
北和商事(株)	23-4416	(株)シティサービス	36-7600		
山口商店	61-3733	(株)I・T・O	95-0804		
源開発(株)	64-2345	(株)國岡工務店	24-3672		
(有)丸進商会	77-0044	(株)赤膚山ゴルフガーデン	44-0944		
(有)日出産業	61-8526	(株)米澤開発	50-1212		

### 奈良市一般廃棄物収集運搬業許可業者(限定)

許可業者	電話	業の範囲	許可業者	電話	業の範囲	
奈良県緑化土木(協)	24-4128	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定枝木</li> <li>・草</li> </ul>	リプロ/ヨシダ	62-8306	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定枝木</li> <li>・草</li> <li>・木くず</li> </ul>	
石庭園グリーンサービス	61-6585		E・G・C	62-5940		
(株)ガーデンヤマト	72-0011		(株)オギタ	63-5000		
(株)恵水園	44-6151		<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定枝木</li> <li>・草</li> </ul>	奈良県リサイクル環境衛生(協)	61-5355	食品廃棄物
(株)芝造園建設	45-4440					
荻田土木	63-5000					
(株)美濃ラボ	0584-66-3657	実験動物の死体				

### 奈良市一般廃棄物処分業許可業者

許可業者	電話	業の範囲	許可業者	電話	業の範囲
奈良市エコロジー事業(協)	63-0856	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4社共通処理物：廃プラ・金属・ガラス・木くず</li> <li>○紙・繊維・コンクリくず等は会社毎に異なります。</li> <li>※事前に必ず、処理できる種類をご確認ください。</li> </ul>	石庭園グリーンサービス	61-6585	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定枝木</li> <li>・草</li> </ul>
(有)丸進商会	77-0044		リプロ/ヨシダ	62-8306	
(有)日出産業	61-8526		E・G・C	62-5940	
(株)I・T・O	95-0804		(株)オギタ	63-5000	

## 事業者自らが奈良市環境清美センターへ持ち込む場合

事前に電話予約が必要です。

【予約電話】 TEL 0742-71-9011

【予約受付】 月曜日から金曜日（祝日含む）午前8時～午後3時

【注意事項】

- ・ お申し込みは、事業者自らが行ってください。代理申し込みは、お受けできません。
- ・ 1回の電話で1日分の申し込みが可能です。持ち込み日時については、申込状況により希望日に添えない場合があります。30分毎に時間の指定を行いますので、ご希望の時間帯をおっしゃってください。
- ・ 申込は、持ち込み予定日の前日（土、日を除く）までに行ってください。
- ・ 毎月1日から翌月末までの受付をします。

【所在地】 〒631-0801 奈良市左京五丁目2番地

【持込日時】 月曜日～金曜日（祝日含む）の午前9時～午後4時30分

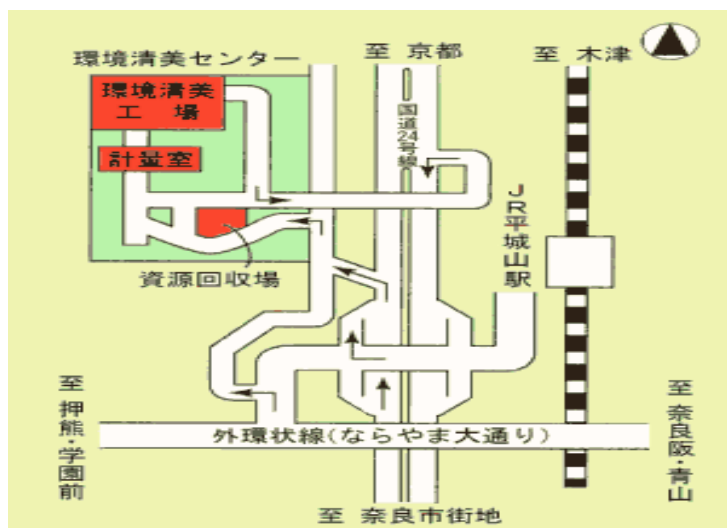
- ・ 土、日曜日は、持ち込めません。
- ・ 年末年始は、奈良市のホームページ及び広報誌等でお知らせします。

【処理料金】 10kgにつき160円

（10kg未満は、10kgとみなす。）

【持込方法】

- ・ 計量の際に、「事業系一般廃棄物」と申告して計量してください。
- ・ ごみの発生した場所がわかるもの（車検証 事業所の住所が記載された名刺等）を提示してください。



## 奈良市環境清美センターに搬入する際の注意事項

事業者自らが搬入する場合及び奈良市一般廃棄物処理業許可業者が、搬入する場合には、以下の事項に注意してください。

○事業系ごみは、市では収集しませんので、家庭系ごみステーションへ排出することは絶対にやめてください。

○必ず透明・半透明のごみ袋を使ってください。中身の見えない

ダンボール・紙袋等にごみを入れての搬入はできません。

○店舗併用住宅の場合は、住まいから出るごみ（家庭ごみ）

と店舗から出るごみ（事業系ごみ）に区分してください。

○再資源化ご協力のお願い

リサイクルできるものは、再資源化をお願いします。紙くず（新聞紙や折り込みチラシ、段ボール等）及び繊維くず（衣類など）は、古紙回収業者や各資源回収業者に相談してください。



## 不適正な搬入物の事例(可燃物投入口)



中身の見えない不透明袋  
(黒・緑・青色等)



不燃物混載  
(可燃ピット搬入時)



産業廃棄物  
(廃プラスチック類)



再生資源物  
(段ボール等)



危険物  
(消火器)

**【産業廃棄物】事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃プラスチック類、金属くず等法令で定める20種類のもの**

**【すべての業種に共通する産業廃棄物】**

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん ⑳ 産業廃棄物を処理したもので、これらに該当しないもの

**【特定の業種から発生する産業廃棄物】**

以下の事業所から発生する物は、産業廃棄物となります。

- ⑬紙くず:建設業、紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻き取り紙使用のもののみ)、出版業(印刷出版を行うもののみ)  
パルプ製造業、製本業、印刷物加工業
- ⑭木くず:建設業、木材、木製品製造業(家具製造業含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業
- ⑮繊維くず:建設業、繊維工業(繊維製品製造業除く) ⑯動植物性残さ:食品製造業、医薬品製造業、香料製造業
- ⑰動物系固形不要物:と畜場・食鳥処理場で処理した物 ⑱家畜ふん尿:畜産農業 ⑲家畜死体:畜産農業

**すべての業種に共通する産業廃棄物のうち代表的な物**

種類	例示	種類	例示
③ 廃油	<p>動植物油 潤滑油</p> 	⑦ ゴムくず	<p>天然ゴムくず 輪ゴム</p> <p>天然性ゴム手袋</p> 
⑥ 廃プラスチック類	<p>合成樹脂、合成繊維、合成ゴム等の合成高分子系化合物に係わる固形状及び液状のもの</p> <p>ビニール類 発泡スチロール</p> <p>プラ容器</p> <p>プラ製品</p> <p>PPバンド</p> <p>両具</p> <p>タイヤ</p> 	⑧ 金属くず	<p>空缶 非鉄くず</p> <p>ロッカー</p> <p>鉄くず</p> <p>スチール机</p> 
		⑨ ガラス・コンクリ等くず	<p>空ビン</p> <p>ガラスくず</p> <p>石こうボード</p> <p>陶磁器くず</p> <p>コンクリートくず</p> 
		⑪ がれき類	<p>工作物の新築・改築又は除去に伴い生ずるもの</p> <p>レンガ・アスファルト破片</p> 

お問い合わせ先

廃棄物について  
センターへの持ち込みについて  
電話予約に関することについて

奈良市環境部廃棄物対策課  
奈良市環境部環境清美工場  
奈良市環境部まち美化推進課

TEL 0742-71-3001  
TEL 0742-71-3000  
TEL 0742-71-3220